

粉じん障害防止対策を 進めよう



新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和56年以降、大幅に減少してきましたが、平成13年においても、依然として200人を超えていること等から、第6次粉じん障害防止総合対策（平成15年度～平成19年度）を策定し、この総合対策に基づき、粉じん障害防止対策を推進することとしました。

今後、事業者の方は、本総合対策に基づき、じん肺のより一層の防止を図り、新たにじん肺を発生させないようにしましょう。また、粉じん作業に従事する労働者の方も、本総合対策の推進に協力しましょう。

第6次粉じん障害防止総合対策の重点事項

○次の事項を重点に対策を進めることとしています。

- アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- 金属等研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- トンネル建設工事業における粉じん障害防止対策
- 離職後の健康管理